

国立循環器病研究センター紹介動画「つながる、国循。」制作業務請負契約 仕様書

この仕様書は、国立循環器病研究センター（以下「センター」という）が実施する動画制作業務請負契約を円滑かつ効果的に実施するために必要な事項を定めるものである。

1. 業務概要

1-1. 件名及び業務概要

件名：国立循環器病研究センター紹介動画「つながる、国循。」制作業務請負契約

業務内容：紹介動画「つながる、国循。」動画（2本）の撮影・編集業務

1-2. 動画制作の目的

センターが高いレベルの医療を提供するだけでなく、職員一丸となって地域の先生方・患者さんにもっと気軽に利用して頂ける事を目指していることを、脳領域にフォーカスした形で、広く地域の医療関係者に周知するために作成する。

1-3. 掲載媒体

センター公式ホームページ及び動画投稿サイト、サードパーティーメディア等

1-4. 履行期間

契約締結日の翌日から 2025 年 3 月 31 日まで

2. 業務内容

制作に関する業務内容は次のとおりとする。なお、映像制作における重要事項については、センターと受託者で協議の上、決定すること。

2-1. 企画および構成

下記参考動画を基にセンターと受託者で協議の上、内容を決定する。受託者は、決定した内容を基にして、必要に応じて絵コンテなどを用いて動画の構成を作成する。

2-2. 撮影

企画構成に基づき、動画の作成に必要な映像の撮影を行う。なお、次の内容は請負業務に含むものとする。

ア. センターから提供する資料及び素材以外のこれらのものの収集

イ. 肖像権および著作権についての必要な手続き

ウ. センターに所属する者以外の出演者・協力者、撮影地への交渉や許可申請が発生した場合の費用

エ. 使用料、出演料、交通費、謝礼等の撮影に係る費用

撮影に当たっては、各シーンの撮影時間（所要時間）の厳守とともに、医療機関内での撮影のため、感染対策及びセンターからの指示に従うこと。また撮影開始・終了時間に関しては流動的な対応が可能なこと。

なお、センターでの撮影期間は原則として連続する平日2日（8時30分から17時15分）として想定し、期間内に撮影できなかった場合には別途協議することとする。ただし事前のロケハンなどの実施を妨げるものではない。

2-3. 編集

撮影した映像の加工および編集のほか、音楽や音声、ナレーション、テロップの挿入、文字起こし等の編集作業を行う。納品までにセンターによる複数回（明確な回数の上限は設けない）の内容確認および修正の指示を受けるものとする。

なお、テロップやナレーションとして動画に挿入する施設等の名称や説明等については、別途指示に従うものとする。

動画の要件については、次のとおりとする。

2-3-1. 動画に期待する効果

「信頼感」、「開業医の先生方から見た敷居の低さ」といったイメージを視聴者へ向けて訴求する
ただし参考動画とかけ離れたものにならないよう留意すること

2-3-2. 動画の長さ

1本につき15分バージョン（総合版）と1分バージョン（ダイジェスト版）の2種を制作する。

2-3-3. ナレーション・テロップ

聞き取りやすさ・読みやすさを最重要視し、信頼感のあるイメージで挿入すること。使用期間や使用媒体によって別途の契約や使用料が発生しないこと。

2-3-4. 音楽用素材

音楽用素材の使用については、原則、オリジナルかフリー音源を使用するなど、著作権上の問題が発生しないようにすること。著作権等の許諾が必要な場合は、手続き等を受託者において行うこと。

2-3-5. 利用素材

使用する映像は、原則、本業務において新規撮影したものとするが、ロゴマークや外観の写真などはセンターより提供する。

ただし、天候等の原因で撮影が難しい場合やその他理由で適当な映像が撮影できない場合には、受託者が所有している映像や借用映像を使用することも可とする。借用映像を使用する際の手続き等は、受託者において行うこと。

3. 参考動画

<https://youtu.be/0rG8B5uKsaU>

https://youtu.be/mmDH_Z5VqLc

4. 成果品

4-1. 内容

成果品は電子データでの納品とし、次の要件を満たすものとする。

また、受託者において映像や画像、音楽等に関する著作権処理を済ませたものとし、所有権は全てセンターに帰属するものとする。

4-1-1. WEB 配信用

公式 YouTube や SNS 等で配信できるよう、MPEG4 や WMV など、複数のフォーマットに変換したデータとし、必要に応じて、タブレット等での使用を想定して映像データを軽量化し納品すること。

なお、各総合版の動画について、セクションごとに分けたものも同時に納品とする。

<詳細>

- ・データ形式 MPEG4 や WMV 等
- ・画面縦横比 16 : 9
- ・サイズ 1920×1080 p x 以上

4-1-2. 撮影データ

今回の業務内にて撮影した動画及び写真、音声データ等の素材に関して、無加工状態のデータを WEB 配信用と合わせて納品すること。

4-2. 不備について

本業務終了後、受託者の瑕疵により成果品に不備が発見された場合は、センターの指示に基づき、受託者の負担と責任において速やかに修正等を行うものとする。なお、修正した場合は、前号に記載する全成果品の差替えを行うこととする。

5. 業務管理

受託者は、本業務が効率的かつ適正に実施されるよう、あらかじめ作業計画書および行程表をセンターに提出し、その承認を得ること。

その上で、全工程における運営管理（各作業時の進捗状況の把握やセンターへの状況報告等）を徹底すること。

また、本業務に携わるスタッフの作業分担と作業量を適切に把握、管理し、計画の遅れが生じるなど、課題や問題が発生した場合は速やかに原因を調査し、体制の見直しを含む対応策を提示し、センターの承認を得た上で、適切に対応すること。

6. 留意事項

6-1. 第三者からの権利の主張等があった場合

成果品に対して、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、センターの責めに帰すべき事由による場合を除き、受託者の責任で当該問題进行处理し解決することとし、また、当該問題によってセンターに損害が生じた場合は、その損害を賠償しなければならない。

6-2. 成果品の使用期間等

センターは、本業務で納品された成果品を期間の制限なく無償で編集、インターネットや放送番組等のあらゆる媒体で公表、公開、配布又は放送等することができることとする。

6-3. 事故発生時の対応

受託者は、業務に関連する事故が発生した場合、直ちにその報告と対応措置などをセンターに報告し、措置後の詳細な経過および結果報告を文書で行うこと。

6-4. 情報セキュリティ対策

電子媒体によるデータ納品については、ウイルス対策ソフト等により検査した上で納品すること。納品データがウイルスに感染していることで、センター又は第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、原状回復およびその他賠償等について対応するものとする。

6-5. その他

本仕様書について、疑義が生じたときや定めのない事項又は細部の業務内容を決定する場合は、センターと受託者で協議の上進めるが、原則として本契約の範囲内で対応することとし、追加の費用請求は行わないこと。

7. 契約に関する条件等

7-1. 再委託等について

受託者は、本業務の全部もしくは一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、一部委託についてあらかじめセンターの承認を得た場合は、この限りではない。

7-2. 業務の履行に関する措置

ア. センターは本業務（再委託をした場合を含む。）の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対してその理由を明示した書面により必要な措置をとるべきことを要求する場合がある。

イ. 受託者はアの要求があったときは、当該要求に係る事項について決定し、その結果を要求のあった日から10日以内にセンターに書面で提出しなければならない。

8. 権利の帰属等

ア. 本業務により制作された成果物の著作権（著作権法第27条および第28条の権利を含む。）は全てセンターに帰属する。

イ. 受託者は、センターの承諾なしに本業務により制作した成果物および資料を他に流用することはできない。

ウ. 受託者は、著作権人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しないものとする。

エ. 本業務により制作された成果物に関し、商標登録又は意匠登録を必要とするときは、センターが出願者となって費用を負担し、登録する。

9. 機密の保持

受託者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、善良なる管理者の注意をもってその情報を管理・保持すること。

目的外の利用、第三者への開示および漏えいについては、原則として行わないこととし、やむを得ない場合には、センターの承認を得て行うこととする。

以上については、契約期間が終了後も同様とすること。

10. 関係法令の遵守

受託者は本業務（再委託をした場合を含む。）を履行する上で、著作権、肖像権や個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守すること。万一問題が発生した場合は、受託者が責任をもって対応すること。